

令和6年第3回 長久手市議会定例会 議事日程（案）

一般質問

順 序	区 分	氏 名	
1	個人	に し だ 亮 太 議 員	9月17日(火) 5 人
2	個人	田 崎 あ き ひ さ 議 員	
3	個人	岡 崎 つ よ し 議 員	
4	個人	野 村 弘 議 員	
5	個人	山田けんたろう 議 員	
6	個人	水 野 勝 康 議 員	9月18日(水) 5 人
7	個人	山 田 か ず ひ こ 議 員	
8	個人	大 島 令 子 議 員	
9	個人	川 合 と も ゆ き 議 員	
10	個人	伊 藤 真 規 子 議 員	
11	個人	わたなべさつ子 議 員	9月19日(木) 5 人
12	個人	さ さ せ 順 子 議 員	
13	個人	な か じ ま 和 代 議 員	
14	個人	富 田 え い じ 議 員	
15	個人	お く だ け ん じ 議 員	

令和6年第3回長久手市議会定例会
請 願 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管 委員会	件 名 及 び 要 旨	請 願 者 及 紹 介 議 員	審 議 結 果
第2号 8月2日		件 名 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願 要 旨 定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、下記の事項について意見書を提出すること。 1 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。 2 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。	請願者 豊明市■■■■■■■■■■ 愛知地区教職員組合 執行委員長 ■■■■■■ 他254名 紹介議員 おくだけんじ 大島令子 田崎あきひさ なかじま和代 ささせ順子 山田けんたろう 野村 弘 わたなべさつ子	



定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

令和6年 8 月 2 日

長久手市議会議長

木村 さゆり 殿

請願者 豊明市 [REDACTED]

愛知地区教職員組合

執行委員長 [REDACTED]

紹介議員

おくだ けんじ

大島 令子

へらばし あきひさ

254 名の署名簿を添付

なかにし ま和代

ささせ 順子

山田 けんたろう

野村 弘

わたなべ まつ子



定数改善計画の早期策定・実施と
義務教育費国庫負担制度の堅持
及び拡充を求めて

愛知地区教職員組合

資 料

I 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める請願書

II 請願趣旨

III 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める意見書

定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

請 願 趣 旨

貴職におかれましては、日々、教育の発展にご尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。本年度は、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の強化や35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれました。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう下記の事項についてお願いいたします。

請 願 事 項

- 一、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。
- 二、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の強化や35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

長久手市議会

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣 宛

参考資料

資料 1. 文部科学省概算要求

資料 2. 文部科学省政府予算額

資料 3. 市町村議会採択にむけての参考資料

1. 近年の定数改善にかかわる経過について

2. 定数改善の経緯について

3. 義務教育費国庫負担制度にかかわる経過について

資料 4. 2024 年度愛教組定数重点要求

資料 5. 令和 6 年度予算の編成等に関する建議

(財政制度等審議会資料)

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校高学年における教科担任制の強化と35人学級の計画的整備～

令和6年度要求・要望額 1兆5,302億円
(前年度予算額) 1兆5,216億円 文部科学省

教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の強化や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数5,910人の改善を要求。さらに、定年引上げに伴う特例定員を活用した定数改善の前倒しにより、教師を取り巻く環境整備を加速化する。

また、教師の給与体系の改善に向けた検討を進めつつ必要な処遇を改善する。

・教職員定数の改善 +128億円 (+5,910人) ・定年引上げに伴う特例定員 +105億円 (+4,857人) ・教職員定数の自然減等 ▲168億円 (▲7,776人)
・教員給与の改善 +8億円 ・定年引上げ等に伴う給与増 +13億円 計 対前年度 +86億円

①小学校高学年における教科担任制の強化

1,900人

○小学校高学年における教科担任制の強化 +1,900人

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図る。

なお、令和4年度から4年程度をかけて段階的に進める予定を1年前倒しで実施することにより取組の強化を図る。(改善見込総数は3,800人程度)

(小学校高学年における教科担任制に係る改善数)

年度	R4	R5	R6要求
改善数	950	950	1,900

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)

外国語、理科、算数、体育

※小中一貫・連携教育の観点からの中学校教員の活用も想定。



②少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備等

3,610人

○小学校における35人学級の推進 +3,171人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和6年度は、第5学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

(学級編制の標準の引下げに係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +439人

(H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +744人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +122人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲116人
- ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲311人

③様々な教育課題への対応や、特例定員の活用 400人 + 4,857人

①中学校における生徒指導や不登校特例校等への支援 +200人

②離島や過疎地域を含む小規模校への支援 +30人

③チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 +100人

(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置改善)

④貧困等に起因する学力課題の解消 +70人

上記のほか、令和5年度からの定年引上げに伴う特例定員(4,857人)を活用した定数改善の前倒し(ex.小学校35人学級、通級指導等の基礎定数化)。

④教師の職責等を踏まえた処遇改善

教師の給与体系の改善については、骨太方針2023に基づき、具体的な制度設計を進めつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して以下の処遇改善を図る。

- ①主任手当の額の改善 +4億円(令和7年1月からの3か月分)
- ②管理職手当の額の改善 +4億円(令和7年1月からの3か月分)

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【495人】を別途要求(11億円)【復興特別会計】

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校高学年における教科担任制の強化と35人学級の計画的整備～

令和6年度予算額
(前年度予算額)

1兆5,627億円
1兆5,216億円



教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の強化や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数5,660人を改善。さらに、定年引上げに伴う特例定員の活用により、教師を取り巻く環境整備を加速化する。

- ・教職員定数の改善 +123億円（+5,660人） ・定年引上げに伴う特例定員 +93億円（+4,331人） ・教職員定数の自然減等 ▲168億円（▲7,776人）
- ・教職員の配置見直し ▲12億円（▲550人） ※このほか、人事院勧告による給与増等がある。

① 小学校高学年における教科担任制の強化

1,900人

○ 小学校高学年における教科担任制の強化 +1,900人

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教師の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導担当教師の計画的な配置充実を図る。

なお、令和7年度までの2か年分の改善数を計上し、当初の予定から1年前倒しで実施することにより取組の強化を図る。（改善総数は3,800人）

（小学校高学年における教科担任制に係る改善数）

年度	R4	R5	R6	R7
改善数	950	950	1,900 (950×2か年分)	(950)



（優先的に専科指導の対象とすべき教科）

外国語、理科、算数、体育

※小中一貫・連携教育の観点からの中学校教師の活用も想定。

③ 様々な教育課題への対応や、特例定員の活用 150人 + 4,331人

- ① 中学校における生徒指導や学びの多様化学校等への支援 +60人
- ② 離島や過疎地域を含む小規模校への支援 +20人
- ③ チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 +50人
(主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置改善)
- ④ 貧困等に起因する学力課題の解消 +20人

上記のほか、令和5年度からの定年引上げに伴う特例定員(4,331人)の活用。

② 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備等

3,610人

○ 小学校における35人学級の推進 +3,171人

令和3年3月の義務標準法の改正に基づき、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和6年度は、第5学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。

（学級編制の標準の引下げに係る計画）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

（参考）35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

○ 教育課題への対応のための基礎定数化関連 +439人

（平成29年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

- ✓ 発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +744人
- ✓ 外国人児童生徒に対する日本語指導の充実 +122人
- ✓ 初任者研修体制の充実 ▲116人

※指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化に伴う定数減等 ▲311人

（参考）被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【495人】を別途予算に計上（11億円）【復興特別会計】

市町村議会採択にむけての参考資料

1. 近年の定数改善にかかわる経過について

<2020年3月>

2020年度政府予算が成立した。教職員全体としては、子どもの自然減に応じた教職員定数減以上の削減ではなかったものの、文科省が概算要求に盛り込んだ1,920人の定数改善は大幅に見直され、1,411人の加配にとどまった。

<2021年3月>

2021年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した、小学校専科指導の充実などのための定数改善は盛り込まれず、事項要求として盛り込んだ少人数によるきめ細かな指導体制の整備にむけて、744人の加配にとどまった。

<2021年4月>

義務標準法改正案が参議院本会議で全会一致で可決・成立した。その結果、小学校第2学年の35人学級が実現した。また、中学校の35人学級については附帯決議の中でふれられるにとどまった。

<2022年3月>

2022年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した小学校高学年における教科担任制の推進や少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備などのために概算要求に盛り込んだ6,135人の定数改善は大幅に見直された。

<2023年3月>

2023年度政府予算が成立した。文科省が概算要求に示した少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備や複雑化・困難化する教育課題への対応などのために概算要求に盛り込んだ5,158人の定数改善は大幅に見直された。

<2024年3月>

2024年度政府予算が成立した。小学校高学年における教科担任制を1年前倒しで実施することになったものの、文科省が概算要求に示した少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備や複雑化・困難化する教育課題への対応などのために概算要求に盛り込んだ5,910人の定数改善には届かなかった。

【今後の取り組み】

義務標準法の改正に伴い、小学校について学級編制の標準が5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げられている。しかし、中学校における少人数学級の推進については、附帯決議の中で検討することが示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。2024年度の予算編成にむけた財政制度等審議会において、「教職員定数は児童生徒数の減少ほどには減少していない。教員1人当たりの児童生徒数は主要先進国の平均よりも手厚くなっている。」としている。こうした財務省による、教員の「量」的充実度が高い水準にあるという考え方は、現場の実態や保護者・県民の思いを無視したものであり、断じて容認できるものではない。このような状況であることから、少人数学級の拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施にむけ、国へ意見反映をしていくよう関係機関に働きかけることや、斎藤嘉隆参議院議員をはじめとした日政連議員と連携し、全国連帯のもと、国に求めていくことが大切である。

2. 定数改善の経緯について（国による法改善の主な内容）

第1次計画（1959～1963）

学級編制基準を50人とする。

改善増 34,000人

第2次計画（1964～1968）

学級編制基準を45人とする。

改善増 61,683人

第3次計画（1969～1973）

4個学年による複式学級解消。

改善増 28,532人

第4次計画（1974～1978）

3個学年による複式学級解消。教頭・学校栄養職員の定数化

改善増 24,378人

第5次計画（1980～1991）

学級編制基準を40人とする。

改善増 79,380人

第6次計画（1993～2000）

指導方法の改善のための定数措置

改善増 30,400人

第7次計画（2001～2005）

教科等に応じ、少人数指導を行うための定数措置

改善増 26,900人

第8次計画（2006～2010）

06概算要求に盛り込まれたものの、最終的には文科省と財務省の合意により実施されず。
(2010)

少人数指導や特別支援教育の充実のための定数措置。7年ぶりの教職員定数純増。

改善増 4,200人

新・定数改善計画（案）（2011～）

11概算要求に盛り込まれたものの、実施されず。

(2011)

小学校第1学年の学級編制標準の引き下げによる定数措置

改善増 2,300人

(2012)

小学校第2学年の35人学級実現のための加配措置

学習支援が必要な児童生徒への支援の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置

改善増 3,800人

新たな定数改善計画（案）（2013）

13概算要求に盛り込まれたものの、政権交代により、実施されず。

(2013)

いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置

改善増 1,800人

(2014)

2014年度からの7年間で24,000人の定数改善の工程を明示し、14概算要求に単年度3,800人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置

改善増 1,303人

新たな教職員定数改善計画（案）（２０１５）

２０１５年度からの１０年間で３１，８００人の定数改善を示し、１５概算要求に初年度２，７６０人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

個別の教育課題への対応のための加配措置

学級規模適正化への支援のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 １，５００人

（２０１６）

２０１６年度からの９年間で２８，１００人の定数改善を示し、１６概算要求に初年度３，０４０人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

学校現場が抱える課題への対応のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 １，５２５人

（２０１７）

２０１７年度からの１０年間で２９，７６０人の定数改善を示し、１７概算要求に初年度３，０６０人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

発達障害等の児童生徒への「通級による指導」の充実のための定数措置

「外国人児童生徒等教育」の充実のための定数措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 １，８６８人

（２０１８）

２０１８年度からの９年間で２２，７５５人の定数改善を示し、１８概算要求に初年度３，４１５人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 ２，４６５人

（２０１９）

２０１９年度からの８年間で１８，９１０人の定数改善を示し、１９概算要求に初年度２，６１５人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 ２，２４０人

（２０２０）

２０概算要求に１，９２０人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校英語教育を行う専科指導教員の充実のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 ２，４３７人

（２０２１）

２１概算要求には、小学校専科指導の充実などのための定数改善は盛り込まれず、事項要求として盛りこまれた少人数によるきめ細かな指導体制の整備にむけた加配のみにとどまった。

少人数によるきめ細かな指導体制の整備のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

改善増 １，８１０人

(2022)

22 概算要求に6, 135人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校高学年における教科担任制の推進のための加配措置

小学校における35人学級の推進のための加配措置

東日本大震災にかかる教育復興支援のための加配措置 等

(2023)

23 概算要求に5, 158人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校における35人学級の推進のための加配措置

小学校高学年における教科担任制の推進のための加配措置

教育課題への対応のための基礎定数化関連のための加配措置 等

(2024)

24 概算要求に5, 910人の増員が盛り込まれたものの、実施されず。

小学校高学年における教科担任制の強化のための加配措置

小学校における35人学級の推進のための加配措置

教育課題への対応のための基礎定数化関連のための加配措置 等

3. 義務教育費国庫負担制度にかかわる経過について

<2005年11月>

小泉政権のもと、国と地方の税財政を見直す「三位一体改革」を実施する過程で、国庫負担率が2分の1から3分の1へ引き下げられた。

<2009年11月>

政府刷新会議において、義務教育費国庫負担金についての事業仕分けが行われたものの、仕分け作業においては、義務教育費国庫負担金の縮減にむけた議論にはならず、国が責任をもって負担すべきという意見が飛び交い、その後、閣議決定された次年度の政府予算案においても、国庫負担率は本年度のままであるものの、制度は堅持されることとなった。

<2010年4月>

政府は、6月を目途に地域主権にかかわる大綱的な方針を検討するとした。この中で、国庫補助金・国庫負担金の一括交付金化が検討され、義務教育費国庫負担金の扱いも検討対象となる見込みであった。

<2010年6月>

政府は、地域主権戦略大綱を閣議決定し、その中で、義務教育費国庫負担金については一括交付金の対象外となったものの、教職員人事権の移譲、学級編制権限・教職員定数決定権の移譲、教職員給与負担の移譲について、「関係者の理解を得て、2011年度以降、結論が得られたものから順次実施する」とされており、依然として予断を許さない状況である。

<2011年12月>

次年度以降の義務教育費国庫負担金については、「今後の少人数学級の推進や個別の課題に対応するための教職員定数について、効果の検証を行いつつ、学校教育の状況や国・地方の財政状況を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことやその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる」という確認事項が記された。

<2013年1月>

政府は、2013年度予算案について、国家公務員給与削減措置に関する給与臨時特例法をふまえ、義務教育費国庫負担金631億円の減額措置を盛り込んで閣議決定した。

<2013年12月>

政府は、給与臨時特例法の終了にともない、義務教育費国庫負担金443億円の増額とする2014年度予算案を閣議決定した。

<2014年3月>

参議院決算委員会において、斎藤嘉隆参議院議員が、下村文部科学大臣に義務教育費国庫負担金のあり方について問いただし、「義務教育については国が責任を負うべきものであり、本来、国が100%みるべきものである」との見解を確認した。

少子化に伴う教職員定数減や教職員の若返り等による給与減による義務教育費国庫負担金の減額がされた。			
< 2015年4月 >	2015年度政府予算	義務教育費国庫負担金	38億円減
< 2016年3月 >	2016年度政府予算	義務教育費国庫負担金	13億円減
< 2017年3月 >	2017年度政府予算	義務教育費国庫負担金	22億円減
< 2018年3月 >	2018年度政府予算	義務教育費国庫負担金	20億円減
< 2019年3月 >	2019年度政府予算	義務教育費国庫負担金	27億円減
< 2020年3月 > 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革をめざし、教職員定数の改善などを推進するために21億円の増額措置となった。			
< 2021年3月 > 少子化に伴う教職員定数減や教職員の若返り等による給与減による義務教育費国庫負担金の減額がされた。 2021年度政府予算 義務教育費国庫負担金 57億円減			
< 2022年3月 > 少子化の進展による教職員定数減や加配定数の見直し、国庫負担金の算定方法の見直しなどによる義務教育費国庫負担金の減額がされた。 2022年度政府予算 義務教育費国庫負担金 149億円減			
< 2023年3月 > 小学校における35人学級の計画的な整備や、高学年の教科担任制の推進、複雑化・困難化する教育課題へ対応するための教職員定数の改善などを図るために義務教育費国庫負担金の増額がされた。 2023年度政府予算 義務教育費国庫負担金 93億円増			
< 2024年3月 > 小学校における高学年の教科担任制の強化や、35人学級の計画的な整備、複雑化・困難化する教育課題へ対応するための教職員定数の改善などを図るために義務教育費国庫負担金の増額がされた。 2024年度政府予算 義務教育費国庫負担金 86億円増			

【国庫負担率3分の1による弊害】

国庫負担率が3分の1であることにより、残りの3分の2は各自治体が負担するため、自治体の財政難などによって払いきれない場合がある。その場合、教員の給料を下げたり、非常勤講師化したりするなどしてはならない。また、義務教育費国庫負担金を全額使い切れない場合は国へ返上することになる。

文科省の調査では、2022年度、9の県・市で約24.2億円の義務教育費国庫負担金が返上された。（※教員未配置により、返上された県・市を含む）

【今後の取り組み】

義務教育費国庫負担金について増額がなされることを、国へ意見反映をしていくよう、関係機関に働きかける。今後も、国の動向を注視するとともに、教育の機会均等、水準確保のため、引き続き義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担率2分の1への復元にむけて、斎藤嘉隆参議院議員をはじめ日政連議員と連携をはかりながら、全国連帯のもと、国に求めていく。

※なお、今後、情勢の変化に伴い、追加資料を作成し、配付する方針である。

2024年度愛教組定数重点要求

一人ひとりにゆきとどいた教育を実現するため、愛教組は、次の事項を重点として、教職員定数増や学級規模縮小を求めるとりくみをすすめます。

- 1 小中学校の全学年における少人数学級実現にむけて、現在行われている県独自措置による35人学級の継続とともに、拡充をすすめること。

また、県独自措置による少人数学級の実施については、予算を削減することなく、次の項目につとめること。

- ・ 加配定数を転用したり、他の教員を削減したりすることなく、正規教員により配置すること。
- ・ 子どもの自然増による学級増の場合と同様な扱いで、正規教員により配置すること。

- 2 学級規模縮小を含めた国による定数改善計画の早期策定・実施にむけて、関係機関に働きかけること。

- 3 子どもたちにきめ細かな教育をすすめるため、県独自制度を維持するとともに、「愛知県小中学校教職員定数配当方針」に、次の項目を盛り込んで改善すること。

- (1) 少人数指導授業対応教員を正規教員で配置し、拡大すること。
- (2) 小学校専科教員を正規教員で全校に配置すること。
- (3) 児童生徒支援対応教員の配置を拡大すること。
- (4) 発達障害児童生徒対応通級指導教員の配置を拡大すること。
- (5) 日本語教育適応学級担当教員の配置基準の改善を含め、配置を拡大すること。
- (6) 養護教員の複数配置を拡大すること。
- (7) 特別支援学級編成基準を引き下げ、正規教員の配置を拡大すること。
- (8) 小中学校における特別支援教育コーディネーターの定数化をはかること。
- (9) 中学校生徒指導担当教員を正規教員で全校に配置すること。
- (10) 中学校進路指導担当教員を正規教員で全校に配置すること。
- (11) 中学校におけるキャリア教育を担当する教員を正規教員で全校に配置すること。
- (12) 小規模校・へき地校・特別支援学校に教員を加配すること。
- (13) 栄養教員の配置を拡大すること。
- (14) 主幹教諭の配置を拡大すること。
- (15) 地域連携教育推進担当教員を正規教員で配置し、拡大すること。
- (16) 専任司書教諭を全校に配置すること。
- (17) 免許教科外担当教員を解消すること。
- (18) 学校事務職員を全校に配置するとともに複数配置を拡大すること。

令和6年度予算の編成等に関する建議

令和5年11月20日
財政制度等審議会

5. 文教・科学技術

我が国経済社会の持続的な発展のため、人的資本の高度化やイノベーションをもたらす文教・科学技術分野の重要性は論を俟たない。

他方で、教育・研究を取り巻く環境は大きく変化しており、その質を維持・向上していくためには、ダイバーシティを確保しながら地域や企業のニーズにあった効果的な取組を進めていくことが求められるようになっている。さらに、例えば、少子化の進展や労働力人口の減少を踏まえれば、「働き方改革」の徹底、ICTの活用、学校施設の統合、民間への委託等¹²⁵により持続的・効率的な学校運営を図っていくこと、大学においては、定員規模の適正化を含め、積極的な組織・経営改革を行っていくことが求められる。また、科学技術分野においても、主要先進国と比較して遜色ない水準の予算が確保されている割には成果に結びついておらず、重要分野へのメリハリ付けや厳格な評価に基づく新陳代謝といった「質」の向上が必要である。

以上のような問題意識から各分野について提言を行う。

（1）義務教育

義務教育段階において、「教師不足」が問題化している。近年、大量の教員が定年期を迎えており、それに伴い大量採用が行われている結果、（若手教員の）産・育休取得の増加と重なっていること等が要因である。一方、新卒の採用試験受験者数（公立小学校）は一定数を維持しており、新卒学生にとって教職の人気は必ずしも低下していない。また、今後は、定年延長の期間に退職者が減少することが想定されるため、「教師不足」の問題に一定の改善（及び採用倍率の上昇）が見込まれる。

このような状況であるとはいえ、質の高い教員の人材確保について有効な施策を検討すべきである。労働力人口の減少による人手不足や離職

¹²⁵ なお、「GIGA スクール構想」の1人1台端末については、骨太2023において、各地方公共団体による維持・更新に係る持続的な利活用計画の状況を検証するとされており、今後の更新に当たっては、こうした検証作業も不可欠である。

の増加は、日本の多くの業種における共通の課題・現象であることも踏まえると、民間出身者の活用等を行いつつ、教員の「数」に頼らない教育・効率的な学校運営としていく必要があるのではないか。〔資料Ⅱ－５－１参照〕

① 少子化の影響と教職員定数（公立小中学校）

少子化の影響により、平成元年度（1989年度）以降、児童生徒数は約40%減少しているが、教職員定数は児童生徒数の減少ほどには減少していない。具体的には、平成元年度（1989年度）から令和4年度（2022年度）にかけて、児童生徒数40人当たりの教職員定数は2.0人だったものが、35人当たり2.6人（40人当たり3.0人）になっている。この結果、令和4年度（2022年度）における教職員定数は、児童生徒数当たりの教職員定数が平成元年度（1989年度）と同じだったと想定した場合の定数より約20万人分多くなっている。

また、日本は諸外国に比べ学級規模が大きいとの指摘があるが、教員1人当たりの児童生徒数は主要先進国の平均よりも少なくなっている（日本は1クラス当たりの担任外教員数が多い）。経年で比較しても、この傾向が進んでいる。〔資料Ⅱ－５－２参照〕

② 教員の人材確保

ア) 働き方改革・外部人材の活用

教職の魅力を高めるためにも、「働き方改革」による勤務環境の改善が不可欠である。しかし、令和4年度（2022年度）教員勤務実態調査（速報値）によれば、前回調査（平成28年度（2016年度））と比較して、「在校等時間」は減少したものの、これは新型コロナによる学校行事や部活動の減少という一時的な影響も大きいと考えられる。

これまで教員業務支援員等の外部人材の人数・予算を大幅に拡充してきたにもかかわらず、十分な効果が出ているとは言い難く、ボトルネックとなっている要素を除きつつ、現場のイニシアティブでより効果的な配置や業務の明確化等による積極的な活用を図る必要がある。

令和6年第3回長久手市議会定例会

請 願 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管 委員会	件 名 及 び 要 旨	請 願 者 及 び 紹 介 議 員	審 議 結 果
第3号 8月22日		件 名 再審法改正を求める意見書の採択を求める請願 要 旨 再審請求手続において証拠開示の制度がないこと及び裁判所が再審を命じたとしても検察官により不服申立がされることの問題点を解消し、えん罪による被害を早期に回復するために、再審法改正を求める意見書を国に対し提出すること。	請願者 名古屋市中区■■■■■ ■■■■■ 愛知県弁護士会 会長 ■■■■■ 副会長 ■■■■■ 紹介議員 なかじま和代 大島令子 田崎あきひさ ささせ順子 山田けんたろう 野村 弘 わたなべさつ子	



再審法改正を求める意見書の採択を求める請願

令和6年8月22日

長久手市議会
木村さゆり議長 殿

請願者 名古屋市中区

愛知県弁護士会 会長

愛知県弁護士会 副会長

紹介議員

なかじま 和子
犬島 令子
田崎 あきひさ
~~笠瀬 順子~~ ささせ 順子
山田 けんたろう
野村 弘
わたなべ さつ子

[請願事項]

以下の1及び2の内容で再審法改正をするよう国に意見書を提出してください。

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止

[請願の趣旨]

以下の理由により、別紙「再審法改正を求める意見書」を採択してください。

これまでに、死刑判決が確定し、その後、無罪になった事件は4件あります（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）。令和6年9月26日には、確定死刑囚である袴田巖さんに判決が宣告される見込みです。袴田巖さんは、昭和41年8月18日に逮捕され、平成26年3月27日まで約48年近く身柄拘束をされていました。うち約45年間、死刑囚とし



て身柄拘束されていました。

誤った裁判をやり直すのにどうしてもこんなにも時間がかかるのでしょうか。その理由は2つあります。

①証拠開示の制度がないこと

検察官は有罪を立証するために必要となる範囲内の証拠しか裁判所に提出しません。しかし、提出された証拠以外の多数の証拠の中には、えん罪であることを裏付ける有利な証拠が存在することがあります。そこで、検察官が持っている全ての証拠を開示してもらう手続を整備する必要があります。

②検察官により不服申立がされること

裁判所が確定判決に疑義があると判断し、裁判のやり直し（再審）を命じたとしても、検察官はその判断に不服申立をすることができます。不服申立があると、上級裁判所で、再度、再審するか否かについて審理されることになります。その結果、再審するか否かの確定までだけでも長期間を費やすことになります。

いったん裁判所が証拠に基づいて確定判決に疑義があると判断しているのですから、検察官に不服申立の機会を与えることなく直ちに裁判をやり直し、検察官はやり直しの裁判の中で有罪である旨の立証をすれば足りるはずです。「裁判をやり直すか否か」の裁判に長期間を費やすことは、えん罪による身柄拘束を長期化させる大きな要因となっています。

再審に関する手続は、刑事訴訟法にわずか19か条しかなく、70年以上にわたって一度も改正されていません。

①と②の問題点を早期に解消しえん罪による被害を早期に回復するために、再審法改正を求める意見書の採択をしていただくようお願いする次第です。

以 上

再審法改正を求める意見書（案）

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとって重要な課題といえる。

現在の法制度において、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上

令和 年 月 日

議会議長

（提出先）

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣

再審法改正を求める意見書（案）

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとって重要な課題といえる。

現在の法制度において、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上

令和 年 月 日

議会議長

（提出先）

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣

令和6年第3回長久手市議会定例会

陳 情 文 書 表

整理番号 及 び 受理月日	所管委員会	件 名	陳 情 者	審 査 結 果
第3号 8月21日		議員による職員への政党機関紙の 庁舎内勧誘行為の中止を求める 陳情	愛知県名古屋市 自治体職員をハラスメントから守る愛知県民 の会 代表	



令和6年8月21日

長久手市議会議長 殿

陳情者

〒462-0046 愛知県名古屋市北区

自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会
代表

議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情書

<陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会61か所、そのうち愛知県では、高浜市、幸田町、安城市、豊明市、津島市、蒲郡市で、庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査 及び 自粛を求める陳情が採択されました。また、庁舎内勧誘行為の実態が判明した安城市、あま市、津島市では、ハラスメント防止の観点から、事実上庁舎内勧誘が中止されました。（資料①）

今まで、個人から自粛を求められていたと聞きましたが、貴議会においては、「職員からの相談がない等」との理由で「本市の当該関係機関に、議会に対して陳情があった旨を伝える」となったそうです。それゆえ「議員から職員へのハラスメント防止」の具体策には至っていないのが現状かと思われます。

ハラスメント防止の重要性は言うまでもありません。そこに反対する党・会派及び議員はいらっしゃらないかと思えます。例えば、日本共産党愛知県委員会は「ハラスメント撲滅プロジェクト」のパンフレットやホームページを作成し、精力的に取り組んでおられます。そこで私どもも、会の名称を「自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会」として改め、ハラスメント問題解決に取り組むことにしました。

<https://www.jcp-aichi.jp/hbpj/> （資料②）

論点は、「①庁舎内で政党機関紙の勧誘行為があるか、ないか」「②勧誘行為が実際に続いている場合、職員はその勧誘行為をどのような感じているか」という2点だと思います。そもそも庁舎内の勧誘営業行為は、庁舎管理規則で「許可が必要な行為」であるのが一般的であり、「無許可の営業行為は見逃さない」という厳しい姿勢が必要かと思えます。

「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、近年の各自治体で先駆けて実態調査が行われていますので、参考にしてください。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）、多い自治体では8割（5人に4人）にのぼっています。

また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認ください（宇都宮市、霧島市等）。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員

の声が行政や議員に届くことはありませんでした。「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として職員の苦痛は「なかったこと」にされたでしょう。

(資料③)

愛知県においては

安城市の調査結果（令和6年2月）においては、管理職153人のうち146人が回答。庁舎内で勧誘をされた人76人（52%）、勧誘された際に心理的な圧力を感じた人31人（41%）となっています。（資料④-1）

蒲郡市の調査結果（令和6年5月）においては、管理職93人が回答。庁舎内で勧誘をされた人42人（52%）、勧誘された際に心理的な圧力を感じた人26人（62%）となっています。（資料④-2）

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「職務上の地位や役職などの優位性を背景に適正な業務の範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為です。」とあります。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞記事（3月24日付）では、「議員と職員は事実上の上下関係」と見出しがついています（資料⑤）

議員が職務上の優位性（議員としての地位）を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、そこに少なからず「心理的圧力が伴っている」現状があります。すなわち、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的、経済的負担を与えるパワーハラスメント行為ではないでしょうか。

ハラスメント防止の重要な視点は、「受け手がどのように感じているか」という想像力と実態調査です。東郷町では、町長から職員へのハラスメントが問題になりましたが、町長（当時）は「受け手の感じ方が重要だ」と考え、全職員にアンケート調査の実施に踏み切った結果、その調査をもとに適切な判断をすることができました。

貴議会においては、前回「実態調査を求める陳情」の採択はいただけませんでしたが、職員から相談がないからといって問題を放置するのではなく、仮に今すぐ調査する意思がないのであれば、今後ハラスメント防止のために以下の陳情項目を、職員を守るという観点から要望する次第です。

<陳情項目>

- ① 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為は、ハラスメントになる可能性が高いことから、庁舎内においては原則中止してください。
- ② 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為は、庁舎管理規則が定める「許可の対象」であることを確認してください。議員も庁舎管理規則の例外ではなく、政党機関紙勧誘を希望する場合は、市の許可手続きを必ず取得するようにしてください。
- ③ 議員からの申請で、勧誘行為の許可不許可の判断をする際は、「政党機関紙の勧誘行為に伴う職員の声（心理的圧力の有無）」をアンケート等を通して収集し、判断材料としてください。

令和6年4月25日

部長級職員
課長級職員 各位
課長補佐級職員

企画部長
総務部長

政党機関紙の庁舎内勧誘行為等への対応について（通知）

令和5年第4回安城市議会定例会において、「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」が採択されました。

陳情事項の一つとして、職員が政党機関紙を購読するのは自由であるが、その場合は、配達及び集金については自宅等に対応することが求められています。

については、庁舎内における職員の中立性を損なうおそれがあることから、政党機関紙の勧誘、配達、集金等の行為に庁舎内で応ずることのないようにしてください。

また、各施設においても庁舎に準じて対応してください。

担当 企画部人事課職員係

（内線2014、直通71-2203）

企画部経営管理課行革・経営係

（内線2064、直通71-2205）

総務部行政課庶務係

（内線2043、直通71-2208）

【討議資料】庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・自粛等を求めた陳情を採択した議会（61自治体）

北海道	千歳市 釧路市	千葉県	千葉市 習志野市	長野県	岡谷市
青森県	外ヶ浜町 大鰐町	東京都	港区 目黒区 狛江市 調布市 武蔵村山市 清瀬市 稲城市	岐阜県	中津川市
岩手県	滝沢市			愛知県	高浜市 豊明市 安城市 津島市 蒲郡市 幸田町
秋田県	北秋田市 湯沢市 潟上市 八郎潟町 上小阿仁村				
山形県	山形市 寒河江市	神奈川県	藤沢市 茅ヶ崎市 南足柄市 綾瀬市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 逗子市 愛川町 真鶴町 松田町 寒川町 清川村	兵庫県	高砂市 明石市 芦屋市 西宮市 豊岡市
福島県	川俣町 北塩原村			熊本県	荒尾市
栃木県	宇都宮市 壬生町			鹿児島県	霧島市 指宿市 日置市
埼玉県	加須市 和光市 美里町 上里町				

地方議会61か所で陳情「採択」「趣旨採択」された他に、陳情提出をきっかけに「実態調査」を行った議会、「庁舎内の勧誘行為は禁止事項」と確認した議会、「現在は勧誘行為が皆無であること」を確認した議会、「ハラスメント事例が一件でも確認された場合は厳格に禁止する」とした議会等がある。

参考）パワハラ防止条例制定相次ぐ（現在56自治体）



地方議員による自治体職員へのハラスメントを根絶しようと防止条例を定める自治体が増えている。ともに自治体の運営に欠かせないパートナーだが、議会は質疑や議決を通して議決を通じて行政を監視する立場であり、事実上の「上下関係」が生じていることが背景にある。

（読売新聞3月24日付より引用）

条例制定にあたっては職員アンケートを実施する自治体が少ない。暴言や威圧的行為等のハラスメントのなかでも、金銭授受を伴う政党機関紙の購読強要は悪質な事例といえ、行政の具体的な対応が求められる。

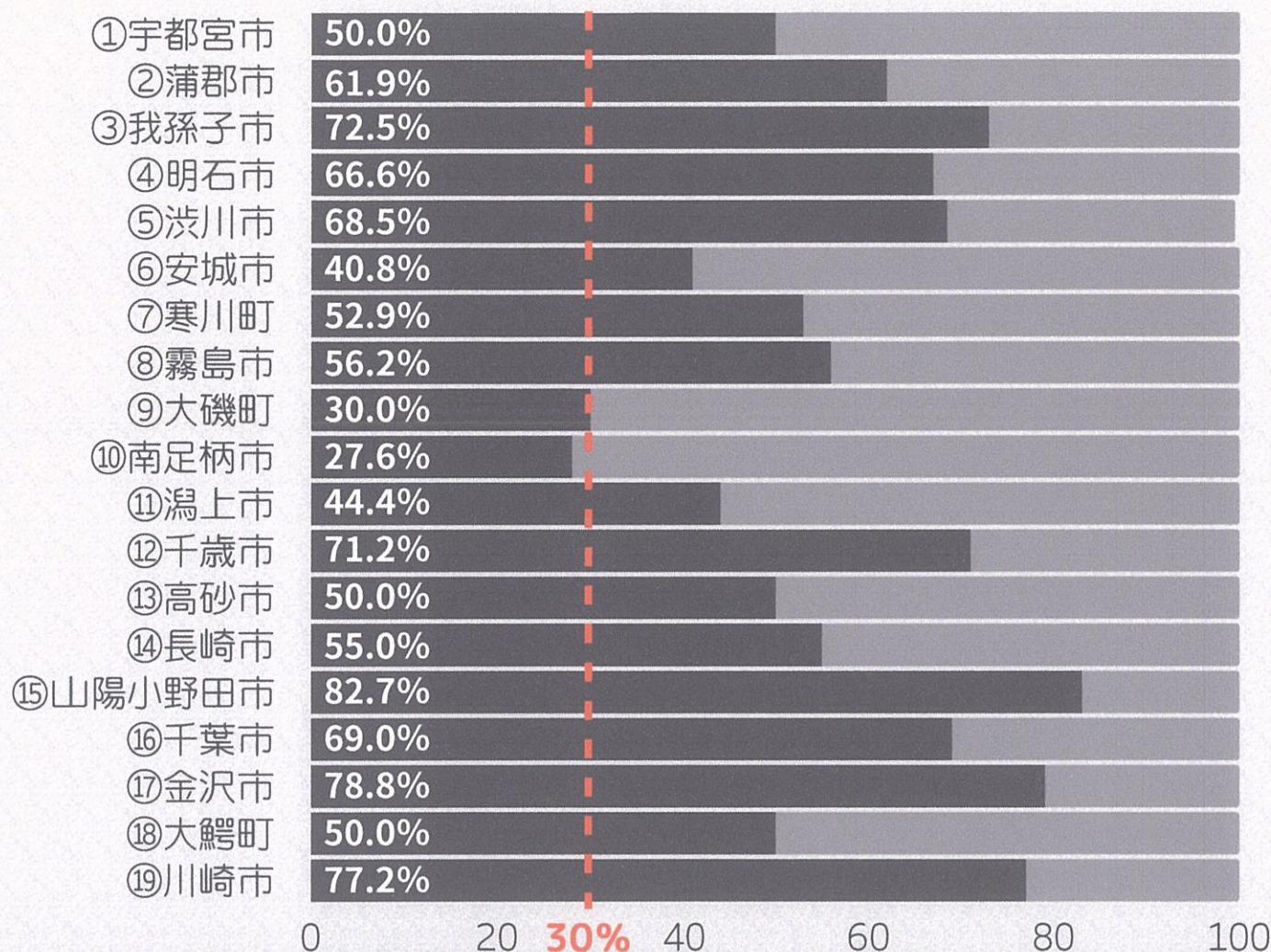


朝来市（兵庫県）が実施した職員アンケートでは、「ハラスメント防止に望むことは何ですか」との質問に、27名が「庁舎内での機関誌販売の禁止」と回答している。（令和5年 職員187名が回答）

記事には「職員は議員にとって石ころか何かだと思っているのだろうか」との職員の辛辣な訴えも掲載されている。

【討議資料】 政党機関紙勧誘について職員アンケートを実施した事例

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合



各自治体が実施した実態調査の結果、政党機関紙の勧誘時に「心理的圧力」を感じた職員が3割以上存在している自治体が大多数だった。心理的圧力は「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」等。自治体毎の結果（調査時期、正確な人数、備考）を以下に表記する。本調査結果は、各自治体が公表又は情報公開した文書に基づき作成した。

1 栃木県 宇都宮市（2024年5月）

対象：管理職員228名 回答175名（回答率76.8%）

結果：同市市議会議員等から勧誘を受けたと93人（5割強）が回答。最初に勧誘された時期は、**半数以上が管理職昇進時**だった。勧誘を受けた際、**5割（55人）が心理的圧力**を感じた。**圧力の内容は、（購読を断ったら）「今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」が9割弱**だった。

2 愛知県 蒲郡市（2024年5月）

対象：全職員 回答数93名

結果：同市市議会議員から勧誘を受けたと、42人（4割強）が回答。市議から勧誘を受けた職員（42人）のうち、**6割強（26人）が心理的圧力**を感じた。

3 千葉県 我孫子市（2024年5月）

対象：管理職員165名 回答146名（回答率88.5%）

結果：同市市議会議員から勧誘を受けたと、80人（5割強）が回答。市議から勧誘を受けた職員（80人）のうち、**7割強（58人）が心理的圧力**を感じた。**購読した職員の9割弱が契約書面を交わしていない。また、8割強が「購読継続の意志確認」が一切なく、切れ目なく、配達・集金が続けられている。**

4 兵庫県 明石市 (2024年4月)

対象：管理職員 339名 回答 113名 (回答率 33.3%)

結果：同市市議会議員から勧誘を受けたと 37人 (3割強) が回答。市議から勧誘を受けた職員 (37人) のうち、**7割弱 (22人) が心理的圧力**を感じた。

5 群馬県 渋川市 (2024年3月)

対象：職員 732名 回答 591名 (回答率 80.7%)

結果：同市市議会議員から勧誘を受けたと 107人 (2割弱) が回答。市議から勧誘を受けた職員 (107人) のうち、**7割弱 (76人) が心理的圧力**を感じた。**仕方なく購読した人のうち、6割強 (43人) が「購読を今もやめたいと思っている」**。「断っても置いていき集金された」事例もあった。

6 愛知県 安城市 (2024年2月)

対象：管理職員 153名 回答 146名 (回答率 95.4%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたと 76人 (5割強) が回答。市議から勧誘を受けた職員 (76人) のうち、**4割強 (31人) が心理的圧力**を感じた。また、**心理的圧力を感じた職員 (31人) のうち、7割強 (23人) が購読に応じた**。

7 神奈川県 寒川町 (2023年12月)

対象：管理職員 55名 回答 49名 (回答率 89.1%)

結果：同町町議会議員から庁舎内で勧誘を受けたと 34人 (約7割) が回答。町議から勧誘を受けた職員 (34人) のうち、**5割強 (18人) が心理的圧力**を感じた。**寒川町当局は、勧誘行為を行っている政党から許可申請がでておらず、許可証もないため、庁舎管理規則違反にあたる**と確認した。

8 鹿児島県 霧島市 (2023年12月)

対象：管理職員 82名 回答 79名 (回答率 96.3%)

結果：同市市議会議員から勧誘を受け購読したと 63人 (約8割) が回答。市議から勧誘を受けた職員 (67人) のうち、**6割弱 (37人) が心理的圧力**を感じた。**庁舎内での集金100%、庁舎内の配達 96.8%。勧誘は、すべて特定政党からで、勤務中 (対面・電話) が88.1%にのぼった**。

9 神奈川県 大磯町 (2023年8月)

対象：管理職員 115名 回答 57名 (回答率 49.6%)

結果：同町町議会議員から購読の勧誘を受け、庁舎内で集金・配達に応じていると、11人 (2割) が回答。町議から勧誘を受けた職員 (20人) のうち、**3割弱 (6人) が心理的圧力**を感じた。

10 神奈川県 南足柄市 (2023年6月)

対象：管理職員 49名 回答 43名 (回答率 87.8%)

結果：同市市議会議員から勧誘され購読し、庁舎内で集金・配達に応じていると、16人 (4割) が回答。市議から勧誘を受けた職員 (29人) のうち、**3割弱 (8人) が心理的圧力**を感じた。

11 秋田県 潟上市 (2023年6月)

対象：管理職員 27名 回答 25名 (回答率 92.6%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、9人が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、**4割強 (4人) の心理的圧力**を感じ、**4人ともが購読**した。

12 北海道 千歳市 (2023年3月)

対象：管理職員 140名 回答 120名 (回答率 85.7%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、66人 (半数以上) が回答。

市議から勧誘を受けた職員のうち、**7割強 (47人) の心理的圧力**を感じ、**35人が購読**した。

13 兵庫県 高砂市 (2023年3月)

対象：管理職163名 回答132名 (回答率81.0%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、32人が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、**5割(16人)が心理的圧力**を感じた。

14 長崎県 長崎市 (2023年3月)

対象：管理職261名 回答196名 (回答率75.1%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、171人が回答。市議から勧誘を受けた職員のうち、**5割強(94人)が心理的圧力**を感じた。**購読を断ったのちに「業務への影響、さらなる圧力」があった、と1割以上の職員が答えている。**

15 山口県 山陽小野田市 (2023年1月)

対象：管理職237名 回答146名 (回答率59.1%)

結果：同市市議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、52人が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、**8割強(43人)が心理的圧力**を感じた。

16 千葉県 千葉市 (2020年10月)

対象：管理職885名 回答745名 (回答率84.2%)

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、546人(73.3%)が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、**7割弱(377人)が購読への心理的な圧力**を感じた。

17 石川県 金沢市 (2019年2月)

対象：課長補佐級以上の一般職員667名 回答537名 (回答率80.5%)

結果：同市市議会議員から購読勧誘を受けたことがあると、217人(40.4%)が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、**8割弱(171人)が購読への心理的な圧力**を感じた。

18 青森県 大鰐町 (2014年7月)

対象：職員141名 回答47名 (回答率33.3%)

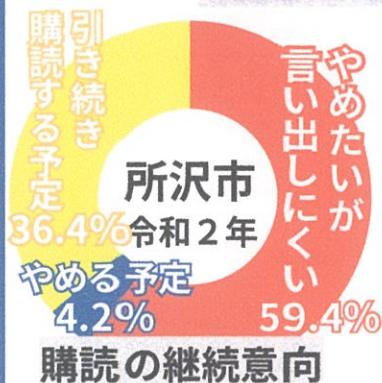
結果：同町議会議員から購読の勧誘を受けたことがあると、16人(34.0%)が回答。
町議から勧誘を受けた職員のうち、**5割(8人)の職員が購読への心理的な圧力**を感じた。

19 神奈川県 川崎市 (2003年3月)

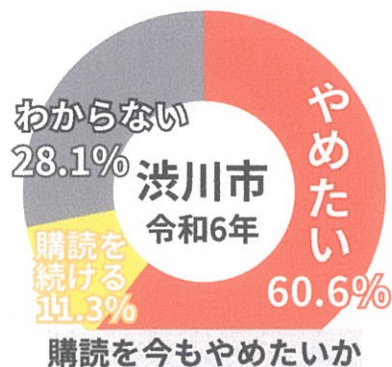
対象：職員3687名 回答2903名 (回答率78.7%)

結果：同市市議会議員からの購読勧誘を受けたことがあると、1154人(39.8%)が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、**8割弱(891人)の職員が購読への心理的な圧力**を感じた。

職員の過半数が「購読をやめたいが言い出しにくい」



所沢市(埼玉県)の調査で**現在購読している職員の過半数の98人が「やめたいが言い出しにくい」と答えた**。また、「購入はやめたいが議会をちらつかせ、なかなか断れる雰囲気ではない」「個人的に読みたい人は自宅への配達でもよいのでは」との意見があった。**渋川市(群馬県)の調査でも「心理的圧力を感じ仕方なく購読しているが、今もやめたいと思っている」と答えた職員が6割以上にのぼった。**



上記自治体に加え、**朝来市(兵庫県)**、**柏市(千葉県)**、**長生村(千葉県)**など、「議員から職員へのハラスメントの実態調査」を実施に伴い、「機関紙の勧誘/購読の強要」の実態が明らかになった自治体が複数ある。また管理職9割以上が「慣習として仕方なく」購読していた**壬生町(栃木県)**では、庁舎内購読者は全員一旦やめた形をとり(購読者0に)、自分の意志で購読したい人だけ、改めて自主的に申し込むこととした。また、庁舎管理規則の厳密な適用を確認した。

ハラスメント撲滅プロジェクト（日本共産党愛知県委員会）



一人ひとりが
大切にされる社会を
いっしょにつくろう

ハラスメント撲滅プロジェクトは
日本共産党愛知県委員会がハラスメントの
ない社会をめざして立ちあげました。
身近にあふれる「ハラスメント」の正体を知り
一人ひとりが生きやすい社会を
いっしょにつくりませんか。



日本共産党

TOP 相談窓口

パワハラを含むあらゆるハラスメントの撲滅を掲げる
日本共産党愛知県委員会の特設ページ
<https://www.jcp-aichi.jp/hbpj/>

《パワーハラスメントとは》職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為（同ページより）

私たちは声をあげた人を決して孤立させず、
また声をあげられずに苦しんでいる人たちの痛みを自分の痛みとして
ともにたたかいたい。

だから当事者を真ん中にして、その願いに寄り添うことができる行政
や法整備に取り組んでいきたい。

国会では当事者の声を代弁するため、日本共産党国会議員が政府の認
識をただし、法律の整備・改正を求める議論をしています。
(同ページより)



もとむら伸子衆議院議員

自治体職員へのセクハラ

質問日 2019年3月7日

地方公共団体でのハラスメント対策状況について質問。日本自治体労働組合総連合（自治労連）が自治体病院の職員を対象に行った調査では、セクハラを18%、パワハラを39.5%が受けたという実態を指摘し、ハラスメントを防止する措置があることを周知するよう求めました。

写真＝質問する本村伸子議員、7日、衆議院本部（しんぶん全県提供）

なかったことにしたくない！



新免はるかさん
岡崎市議会議員



しもおく奈歩さん
前愛知県議会議員



新井あゆみさん
瀬戸市議会議員

あなたが経験したハラスメント、見聞き
したハラスメントを教えてください。
あなたの「なかったことにしたくない」
を聞かせてください。（同ページより）

職員アンケート「自由記述欄」に寄せられた主な意見

【栃木県宇都宮市のアンケート（令和6年5月）より】

- ▶退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない。
- ▶「赤旗をとらないと一般質問でやられる」と先輩職員何人かから聞いた。
- ▶ハラスメント相談窓口相談がなかったことをもってパワハラがなかったと断言できるものではない。
- ▶笑顔で「任意」と言いながらも新聞を取るのが当たり前といった感じの「圧」がすごかった。

【群馬県渋川市のアンケート（令和6年3月）より】

- ▶課長職の人事異動の内示があった時点で勧誘がされ、「他の皆さんも購読している。」と言われ、やむを得ず購読することにしたが、余分な出費と感じていた。
- ▶購読しなかったことで、あたりが強くなった。精神的苦痛、ストレスがある。
- ▶断ると議会对応で所属・部下に迷惑がかかると思い購入した。
- ▶政党の思想信条を色濃く表現する政党機関誌の押しつけは憲法違反。

【鹿児島県霧島市のアンケート（令和5年12月）より】

- ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたい。
- ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。
- ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。今更、購読を止めるのも苦慮している。
- ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。
- ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。
- ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮



「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起し、共産党議員団が支援した。しかし、高裁では「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗の記事より）。

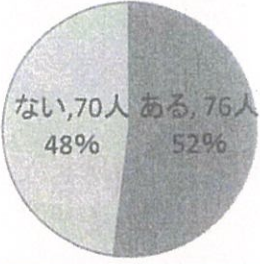
川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。

政党機関紙の購読勧誘に関する職員アンケート 集計結果

集計日：2024年02月15日

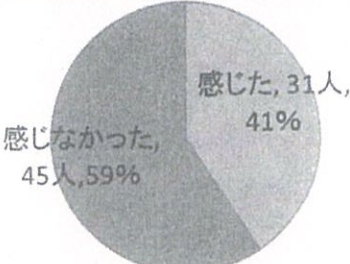
集計期間	令和6年2月8日(木)～14日(水)
回答数	146
対象者	課長補佐級以上の職員153人

単純集計項目	問1
	安城市の市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けましたことがありますか。
回答	ある ない
回答数	76 70



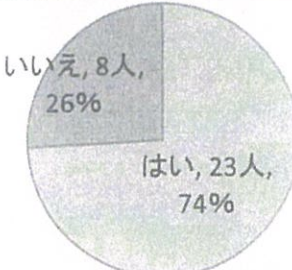
ない, 70人	ある, 76人
48%	52%

単純集計項目	問2(問1で「ある」と回答した方のみ)
	勧誘を受けた際に心理的な圧力を感じましたか。
回答	感じた 感じなかった
回答数	31 45



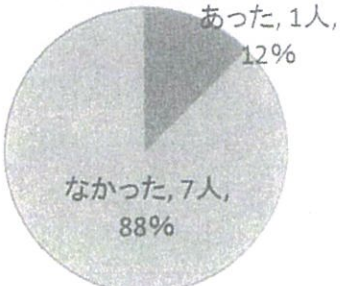
感じた, 31人,	感じなかった,
41%	45人, 59%

単純集計項目	問3(問2で「感じた」と回答した方のみ)
	その後、その機関紙を購読することにしましたか。
回答	はい いいえ
回答数	23 8



はい, 23人,	いいえ, 8人,
74%	26%

単純集計項目	問4(問3で「いいえ」と回答した方のみ)
	その後も引き続き、購読の勧誘はありましたか。
回答	あった なかった
回答数	1 7



あった, 1人,	なかった, 7人,
12%	88%

政党機関紙に関する職員アンケート結果

全部で93人の回答あり

(50代=44人、40代=21人、30代=17人、20代=11人)

(部長級=6人、次長級=9人、課長級=24人、補佐級=16人、係長級=9人、係長級未満=29人)

A 勧誘を受けた 42人 B 勧誘を受けなかった 51人

A 勧誘を受けた 42人 のうち

圧力を感じた 26人 (61.9%)

圧力を感じなかった 16人

C 政党機関紙を購読している 21人 D 購読していない 72人

部長級 6人

A 勧誘を受けた 6人 B 勧誘を受けなかった 0人

A 勧誘を受けた 6人 のうち

圧力を感じた 4人 (66.7%)

圧力を感じなかった 2人

C 政党機関紙を購読している 3人

次長級 9人

A 勧誘を受けた 7人 B 勧誘を受けなかった 2人

A 勧誘を受けた 7人 のうち

圧力を感じた 2人 (28.6%)

圧力を感じなかった 5人

C 政党機関紙を購読している 6人

課長級 24人

A 勧誘を受けた 20人 B 勧誘を受けなかった 4人

A 勧誘を受けた 20人 のうち

圧力を感じた 16人 (80%)

圧力を感じなかった 4人

C 政党機関紙を購読している 12人

補佐級 16人

A 勧誘を受けた 9人 B 勧誘を受けなかった 7人

A 勧誘を受けた 9人 のうち

圧力を感じた 4人 (44.4%)

圧力を感じなかった 5人

係長級 9人 勧誘を受けなかった 9人

係長級未満 29人 勧誘を受けなかった 29人

※調査項目のうち勧誘・購読に係る政党機関紙名を尋ねたものは、結果の集計は行わない。

令和6年第3回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和6年9月3日(火)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
請願の提出について
- 第2 諸般の報告に対する質疑
- 第3 請願第2号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願
(請願の上程、紹介議員の説明)
- 第4 請願第3号再審法改正を求める意見書の採択を求める請願
(請願の上程、紹介議員の説明)
- 第5 認定第1号から認定第8号まで及び議案第52号から議案第62号まで並びに請願第2号及び請願第3号
(議案等に対する質疑、委員会付託)
- 第6 議員派遣の件

令和6年第3回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和6年9月17日(火)午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

にしだ 亮太 議員

田崎 あきひさ 議員

岡崎 つよし 議員

野村 弘 議員

山田 けんたろう 議員

令和6年第3回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和6年9月18日(水)午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

水 野 勝 康 議員

山田かずひこ 議員

大 島 令 子 議員

川合ともゆき 議員

伊 藤 真 規 子 議員

令和6年第3回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和6年9月19日(木)午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

わたなべさつ子 議員

ささせ順子 議員

なかじま和代 議員

富田えいじ 議員

おくだけんじ 議員

令和6年第3回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和6年9月30日(月)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
議員派遣の結果について
- 第2 認定第1号から認定第8号まで及び議案第52号から議案第62号まで並びに請願第2号及び請願第3号
(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)

令和6年第4回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和6年11月28日～12月19日 22日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	11月28日	木	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	11月29日	金	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会後 予算決算委員会
第3日	11月30日	土		休 会
第4日	12月1日	日		休 会
第5日	12月2日	月	午前9時30分	常任委員会
第6日	12月3日	火	午前9時30分	常任委員会
第7日	12月4日	水		予 備 日
第8日	12月5日	木		予 備 日
第9日	12月6日	金		休 会
第10日	12月7日	土		休 会
第11日	12月8日	日		休 会
第12日	12月9日	月	午前9時30分	本会議 一般質問
第13日	12月10日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第14日	12月11日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第15日	12月12日	木		予 備 日
第16日	12月13日	金	午前9時30分	予算決算委員会
第17日	12月14日	土		休 会
第18日	12月15日	日		休 会
第19日	12月16日	月		予 備 日
第20日	12月17日	火	午前10時	議会運営委員会
第21日	12月18日	水		休 会
第22日	12月19日	木	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決) 閉会

11月13日(水) 午前10時 議会運営委員会

11月20日(水) 午前8時30分から午後5時まで 及び 11月21日(木) 午前8時30分から正午まで
一般質問通告受付

11月21日(木) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

11月25日(月) 午前10時 議会運営委員会